

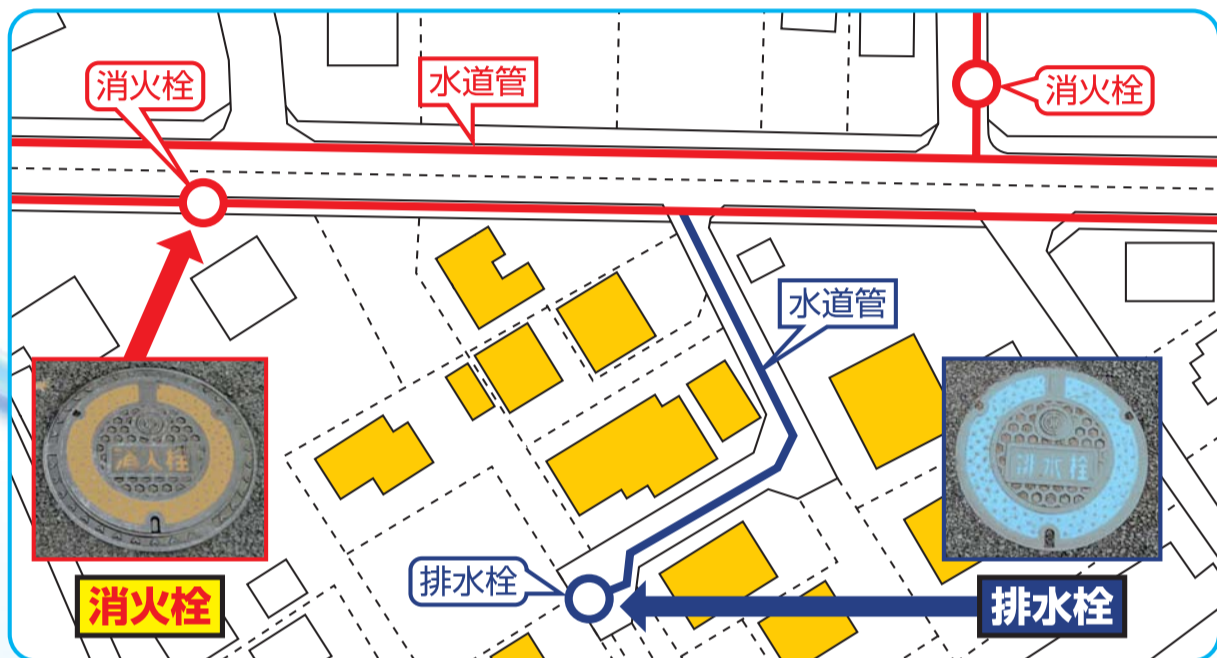
消火用水源として排水栓を活用

平成27年3月5日、千葉県水道局では、水道の維持管理のために設置している「排水栓」を、市の消防活動にも活用してもらえるよう、給水区域内の11市1組合と「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」を締結しました。

火事が起きると、消防車で消火栓や防火水槽などから水をひいて消火活動を行います。これからはこれらの消火用水源に加え、千葉県水道局が所有する排水栓を消火活動に利用できるようになるため、防災力の強化が期待されます。

排水栓とは… 水道管内の水質維持などを目的として行う排水作業のために、水道局が設置した水道施設

消火栓とは… 消防隊の消火活動に必要な水を供給するために、市などの負担により設置した消防用の施設



消防ホースの接続状況



排水栓からの放水状況



写真提供：船橋市消防局

消火栓と排水栓の設置(例)

・「消火栓」と「排水栓」は同じ構造ですが、フタの色が異なります。

消火栓は黄色 **排水栓は青色**

●対象区域：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、成田市、印西市、白井市の中で千葉県水道局の給水区域であるところ

排水栓を使うためには

- ①各市が次の作業を行うこと
- 覚書の具体的な運用方法を定めた実施細目等の策定
- 排水栓を安全に使用するためのマニュアルの策定(平成27年4月現在、船橋市と市川市は、策定済みです。)

- ②市または市が認めた自主防災組織*であること(※自主防災組織とは、自治会、町会等の単位で結成された団体です。)
- ③自主防災組織が次の作業を行うこと
- 自主防災組織による消防ホース等の資機材の確保
- 資機材の管理者及び保管場所の届け出(各市へ提出)
- 市の消防職員の指導による消火訓練の実施

排水栓を使うには、いくつかの手続きが必要なんだ。



排水栓の使用を希望される自主防災組織は、各市にご相談ください。

「水道『おいしい水』教室」参加者募集

普段見ることのできない水道水ができるまでを、楽しんでいただきながら、実演により「おいしい水づくり」を紹介します。

- 【日時】** 8月15日(土)13:00~15:00
- 【場所】** 県水道局幕張庁舎(千葉市花見川区幕張町5丁目417-24)
- 【対象者】** 県水道局の給水区域内にお住まいの方
- 【募集人数】** 30名程度(先着順受付)
- 【講座内容】** 「安全でおいしい水のできるまで(実験)」、「水道水に関するQ&A」など
- 【申込方法】** 千葉県水道局ホームページから応募してください。アドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>
- 【締切】** 平成27年7月31日(金)
- 【申込・問合せ先】** 〒262-8512 (住所省略可) 千葉県水道局 計画課 おいしい水づくり推進班 TEL 043-211-8632

平成27年度

千葉県職員採用試験の実施について

千葉県では、上級区分(6/2まで受付中)、中級・初級区分(7/21から受付)等の職員採用試験を実施します。試験職種や受付期間など、詳しくは千葉県ホームページや千葉県職員採用案内をご覧ください。

お問い合わせは…

千葉県人事委員会事務局任用課
043-223-3717

【HP】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kensei/shokuinsaiyou/>